

越前町コミュニティバス運行事業要綱

平成18年5月10日

告示第21号

(目的)

第1条 この告示は、町民が安心して生活できる便利で快適な交通手段を確保するため、越前町コミュニティバス(以下「コミュニティバス」という。)を運行し、もって町民の福祉の向上と魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業の実施)

第2条 コミュニティバスの運行は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項の規定により国土交通大臣から一般貸切旅客自動車運送事業の免許を受けている者に委託し行うものとする。

(利用料金)

第3条 コミュニティバスを利用する者(以下「利用者」という。)は、1乗車につき次の利用料金を支払わなければならない。ただし、利用者に同伴する小学生未満の小児は無料とする。

- (1) 70歳以上の高齢者、心身障害者及び小中高校生 100円
- (2) 前号以外の者 200円

2 利用者は、コミュニティバスの利用料金の支払いに代えて、次の乗車券を利用することができる。

種別	項目	金額
回数乗車券	100円券11枚つづり	1,000円
期間限定定期乗車券	小中高校生を対象とする夏季休業期間限定の定期	500円

(運行路線名)

第4条 コミュニティバスの運行路線名は、次のとおりとする。

- (1) 環状ルート(右回り)
- (2) 環状ルート(左回り)
- (3) 朝日地区巡回ルート
- (4) 宮崎地区巡回ルート
- (5) 越前地区巡回ルート
- (6) 織田地区巡回ルート
- (7) 朝日地区乗合ルート

- (8) 越前地区乗合ルート
- (9) 織田地区乗合ルート

(運行日)

第5条 前条に定める路線の運行日は、次のとおりとする。ただし、12月29日から翌年1月3日までの日を除くものとする。

- (1) 前条第1号から第3号、第5号及び第6号に規定する路線の運行日は、月曜日から金曜日とする。
- (2) 前条第4号に規定する路線の運行日は、火曜日から金曜日とする。
- (3) 前条第7号に規定する路線の運行日は、月曜日、水曜日及び木曜日とする。
- (4) 前条第8号に規定する路線の運行日は、月曜日、水曜日及び金曜日とする。
- (5) 前条第9号に規定する路線の運行日は、火曜日及び木曜日とする。

(運行の制限等)

第6条 町長は、天災その他やむを得ない理由によりコミュニティバスの運行に支障を生じたとき又は生じる恐れがあるときは、乗車区間を制限又は運行を中止することができる。

第7条 車内に広告を掲載することができる。ただし、町長が不相当と認める広告は、広告掲載を行わない。

- 2 広告を掲載しようとする者は、あらかじめコミュニティバス車内広告許可申請書(別紙様式)を町長に提出し、許可を受けなければならない。
- 3 広告の規格及び料金については次のとおりとする。ただし、町長が必要であると認めるときは、料金を減額し、又は免除することができる。

規格	料金
縦36.4cm×横51.5cm以内	1,000円 / 枚・30日

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、コミュニティバスの運行に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成18年11月8日告示第38号)

この告示は、平成18年11月10日から施行する。

附 則(平成19年5月10日告示第21号)
この告示は、平成19年5月14日から施行する。

附 則(平成20年3月27日告示第5号)
この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日告示第2号)
この告示は、平成21年4月1日から施行する。

別紙様式(第7条関係)

年 月 日

越前町長 様

申請者 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

コミュニティバス車内広告許可申請書

越前町コミュニティバス運行事業要綱第7条に規定する車内広告を掲載したいので、次のとおり申請します。

広告の内容	(別途広告案添付)
規格	縦36.4cm×横51.5cm以内 枚
掲載車両路線	環状ルート(右回り) 越前地区巡回ルート 環状ルート(左回り) 織田地区巡回ルート 朝日地区巡回ルート 朝日・織田地区乗り合い ルート 宮崎地区巡回ルート 越前・織田地区乗り合い ルート
掲載期間	年 月 許可日から 日間(年 月 日まで)
料金	円
備考	

年 月 日付けで申請のありました、上記の車内広告について許可する。

年 月 日

越前町長